

平成30年度

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業募集要項

1 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度

岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度実施要領に基づき、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業（以下「WLB推進企業」という。）」に登録し、かつ、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を策定している企業・団体の中で（※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定は従業員301人以上の企業に限る）、特に優秀な取組や他の模範となる独自の取組を行っている企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業（以下「WLB推進エクセレント企業」という。）」に認定する。

2 認定までのスケジュール

別添「エクセレント企業認定指標」をもとに、県が委嘱した専門家、有識者等による「エクセレント企業認定審査会」での審査を経て認定します。

平成30年	6月18日～8月31日	・募集
	申請後 ～ 12月頃	・審査※11月頃まで訪問調査、専門家によるアドバイス等を実施
平成31年	1月頃	・エクセレント企業認定審査会での審査
		・認定企業・団体の決定
		・申請企業・団体へ結果通知
	2月頃	・認定式の開催

※スケジュールは変更になる場合があります。

※審査にあたり、岐阜県職員及び岐阜県が委嘱した社会保険労務士が申請企業等を訪問し、ヒアリング調査や関連書類を確認します。

※エクセレント企業認定審査会等での審査内容はすべて非公開とし、申請者へは審査結果のみ通知します。

3 申請書類

- ① 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定申請書（別紙1）
- ② 一般事業主行動計画（次世代育成推進法）及び作成・変更届の写し
- ③ 一般事業主行動計画（女性活躍推進法）及び作成・変更届の写し（※従業員300人以下の企業等については、計画を策定している企業等に限る。）
- ④ （別紙）岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定指標取組内容
- ⑤ 取組内容が確認できる資料（取組内容添付資料（例）を参照）
- ⑥ 各種法令等の違反状況について（別紙2）

4 申請期限

平成30年8月31日（金）までに下記7「問い合わせ先」まで、持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合には、「8月31日必着」となるようにしてください。

5 申請に当たっての留意事項

申請に当たっては、別添「自己採点表」のエクセレント企業認定指標のうち、概ね15項目以上に該当することを確認の上、申請願います。

なお、自己採点表は提出する必要はありません。

6 特典

WLB推進エクセレント企業は、(1)～(9)の特典を受けることができます。

- (1) WLB推進エクセレント企業認定証を授与
- (2) WLB推進エクセレント企業“のぼり”一式を支給
- (3) WLB推進エクセレント企業シンボルマークを活用して、認定企業であることをPR
- (4) 県内ハローワーク、岐阜県中小企業総合人材確保センター、岐阜県保育士・保育所支援センターの求人票に「WLB推進エクセレント企業」の表示
- (5) 岐阜県中小企業資金融資制度「子育て支援資金(運転資金・設備資金)」の利用
- (6) 県庁の物品等調達における優遇
※必ずしも発注があるとは限りません。
- (7) 県やマスコミによるPR
- (8) WLB推進エクセレント企業交流会への参加
- (9) WLB推進エクセレント企業個別相談会への参加

注：特典は変更する場合があります。

7 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部子ども・女性局 女性の活躍推進課

企画係 担当：小川

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8237 (直通)

058-272-1111 (内線2682)

FAX 058-278-2611

E-Mail c11234@pref.gifu.lg.jp